

2020年7月6日

健保担当責任者 殿
被保険者各位

パナソニック健康保険組合

**令和2年7月3日からの大雨の影響により被災した
被保険者等に係る一部負担金及び健康保険料等の取り扱いについて**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
令和2年7月3日からの大雨の影響による災害に伴い、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

別紙『令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について』をご参照ください。

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付及び受診

【上記の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
事業統括課 山中
TEL 0120-878-863 (フリーダイヤル)

以上

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

■災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は8市7町5村に災害救助法の適用を決定した。(法適用日7月4日)

災害救助法適用市町村	
【熊本県】	八代市（やつしろし） 人吉市（ひとよしし） 水俣市（みなまたし） 上天草市（かみあまくさし） 天草市（あまくさし） 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち） 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち） 球磨郡錦町（くまぐんにしきまち） 球磨郡多良木町（くまぐんたらぎまち） 球磨郡湯前町（くまぐんゆのまえまち） 球磨郡水上村（くまぐんみずかみむら） 球磨郡相良村（くまぐんさがらむら） 球磨郡五木村（くまぐんいつきむら） 球磨郡山江村（くまぐんやまえむら） 球磨郡球磨村（くまぐんくまむら） 球磨郡あさぎり町（くまぐんあさぎりちょう）
【鹿児島県】	阿久根市（あくねし） 出水市（いずみし） 伊佐市（いさし） 出水郡長島町（いずみぐんながしまちょう）

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html